

文教福祉常任委員会会議録

令和5年10月3日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、橋本副委員長

柳下委員、岸本委員、吉田委員、関口委員、新村委員、山田委員、茂内委員、柳田委員
天利議長

説明者 伊藤学び育成部長、徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、中村主査

三橋健康福祉部長、高木保険年金課長、吉野副主幹、早乙女主査、山本主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第55号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第56号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたけれども、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第55号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 おはようございます。これより学び育成部からの付託議案1、議案第55号寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。それでは、徳江保育幼稚園課長よりご説明申し上げます。

【佐藤委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第55号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分がございますが、ご了承をお願いいたします。

今回の条例一部改正は、令和5年6月16日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が、公布の日から起算して三月を経過した日、令和5年9月16日に施行されたため、関係法律を引用する本条例に項ずれが生じたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める町の条例に所要の措置を講ずるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定及び認可をしようするときは、都道府県知事の事前協議が必要とされ、また、認定または認可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続の重複が生じておりました。認定または認可にかかる手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議を事前通知に見直しすることになり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、第3条第10項が削除されたため、町の特設教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、PDF資料01の3ページの新旧対照表をご覧ください。第15条第1項第2号における改正は、項の削除によるもので、同条第11項を同条第10項に改めるものでございます。

附則でございますが、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第56号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 おはようございます。それでは、付託議案の2、健康福祉部保険年金課が所管いたします議案第56号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明につきましては高木保険年金課長が行います。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、議案第56号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてご説明させていただきます。タブレット資料02議案第56号寒川町国民健康保険条例の一部改正についてをご覧ください。今回の条例改正は、国の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、持続可能な社会保障制度の構築から、子ども・子育て支援の拡充による出産被保険者への産前産後期間の保険料の減額が施行されます。そのため国の法改正に合わせ、町国民健康保険条例へ減額制度を適用するため条例の一部改正を行うものです。

条例の改正点につきましては、国民健康保険の被保険者が出産する場合に、出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間分、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産の属する月の3か月前から6か月間分の保険料のうち、被保険者に関わる所得割と均等割の保険料が減額されます。

それでは、条例改正の内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。タブレット資料20分の7ページ、条例新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、第8条の3第2項中につきましては、略称規定へ整理するものです。次に、第12条の3は、一般被保険者に関わる基礎賦課総額、国民健康保険

料の医療分の基礎賦課額となりますが、そちらへ、この後ご説明します産前産後の減額規定、第20条の4の追加を行うものです。また、同じく同条中の見込額及び第1項第2号イ中、法第75条は、用語の整理を行うものです。

新旧対照表2ページをご覧ください。同じく同条第1項第2号エ中へ、産前産後の保険料減額制度の創設に伴い一般会計からの繰入れについて新たに設けられました法第72条の3の3第1項、国が2分の1、県が4分の1を追加する改正と接続詞の整理であります。

次に、第14条第1項は、国民健康保険料の所得割の算定に関する規定となりますが、3ページにかけまして2か所の改正は、上場株式等に関わる配当所得等に関し地方税法の改正があり、地方税法の関連条例を改めるものです。

4ページをご覧ください。次に、第16条の6の2は、保険料の後期高齢者支援金等賦課総額へ産前産後の減額規定第20条の4の追加を行うものです。また、同条第1項第2号イ中へ、産前産後の減額に基づく繰入規定、法第72条の3の3第1項を追加するものです。

次に、第16条の7は、保険料の介護納付金賦課総額へ、医療分後期分同様に減額規定、第20条の4の追加を行い、5ページをご覧ください。次に、同条第1項第2号イ中は、用語の整理と特別会計への繰入規定、法第72条の3の3第1項を追加するものです。

次に、第19条第1項中は、略称規定へ整理するものです。

6ページをご覧ください。次に、第20条第1項第1号は、低所得者への保険料減額に関する規定となりますが、7ページにかけまして2か所の改正は、地方税法の改正から関連条例を改めるものです。

8ページをご覧ください。次に、第20条第1項第2号の改正、また9ページから10ページにかけまして、第20条の3第1項及び同条第4項第1号中の改正は、国が示す国民健康保険料条例参考例を参考に用語の整理を行うものです。

次に、先ほどから他の条文で引用しております第20条の4で、出産被保険者の保険料の減額に関する規定となり、新たに追加されます。第20条の4第1項では、政令に定める出産被保険者がある場合は、一般被保険者に関わる保険料、こちらは医療分となりますが、こちらの基礎賦課額から、この後説明します各号に規定する額の合算額を控除し、減額する旨が規定されております。

次に、同条第1項第1号では、保険料の所得割額の減額の規定となり、所得割額の保険料額に12分の1を乗じて得た額に出産被保険者の出産予定日または出産日の属する月の前月からの4か月間、または多胎妊娠の場合は出産日または出産日の属する月の3か月前から6か月間のいずれかの月数を乗じて得た額の保険料の減額を定め、同条第1項第2号では、保険料の被保険者均等割額の減額規定を定めるものです。

11ページをご覧ください。次に、同条第2項につきましては、保険料の端数の処理についての準用規定と読替規定となります。次に、同条第3項では、準用、読替規定から保険料の後期高齢者支援金分の減額規定を定め、次に、同条第4項では、同じく準用、読替規定から保険料の介護納付金分の減額規定を定めるものとなります。

次に、12ページにかけまして、同条第5項は、低所得者の保険料の減額措置が適用されている世帯に出産被保険者がある場合の規定となり、低所得による減額後の賦課額から出産被保険者に関わる保険料

を減額する旨が規定されております。

次に、同条第6項は、保険料の端数処理などについて、次の同条第7項、13ページにかけます第8項は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額についての低所得者減額措置の準用及び読替規定となります。

次に、第20条の5は、新たに20条の4を追加したことから、現行の第20条の4を第20条の5へ繰下げを行うものです。

次に、第25条第1項第2号オの改正は、用語の整理となります。

次に、14ページにかけまして、第27条の3は、こちらも新たに追加します規定で、第1項は、出産被保険者等に関する届出の規定となり、各号で届出の記載事項を、同条第2項では、各号で添付書類について、同条第3項では、届出することができる期日について、同条第4項では、届出を省略できる場合について規定しております。

最後に附則となりまして、附則第1号では、施行期日を令和6年1月1日とし、附則第2号では、経過措置でございまして、出産被保険者への保険料の減額は、令和6年1月以降の保険料を減額対象とし、令和5年12月以前の保険料については、従前の例によるものを規定しております。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、引き続き進めてまいりたいと思います。

これより討論に入ります。議案第55号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありますか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありますか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時19分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

委員長 佐藤 一夫